The Association for Overseas Technical Cooperation and Sustainable Partnerships.

AOTS

低炭素技術を輸出するための人材育成支援事業

オンラインで行う専門家派遣

ご利用の手引

2022

一般財団法人
海外産業人材育成協会
AOTS
The Association for Overseas Technical Cooperation and Sustainable Partnerships

Ver.1　2022.8.1版

は　じ　め　に

一般財団法人海外産業人材育成協会〔The Association for Overseas Technical Cooperation and Sustainable Partnerships（略称AOTS）〕は、主に開発途上国の産業人材を対象とした人材育成事業を通じて、民間企業の協力を得て技術協力を推進し、日本と海外諸国相互の経済発展に貢献するとともに、友好関係の増進にも寄与することを目的に活動しております。

AOTSでは、国庫補助事業である低炭素技術を輸出するための人材育成支援事業として、海外から技術者・管理者の訪日等により行う受入研修、研修生の所在する国・地域で行う海外研修、研修生の所在する以外の国・地域で行う第三国型海外研修、海外の企業に対し日本の企業等から専門能力を有する技術者等を派遣等して生産性や品質、経営の改善を図る専門家派遣、そして、オンラインコミュニケーションツール等のデジタル技術を活用して海外現地法人等向けの製造現場における技術指導や集合研修を遠隔で行う遠隔指導・研修のための事業・環境整備を実施しております。

この「ご利用の手引」は、AOTSが2022年度に経済産業省より国庫補助金交付を受けて実施することになりました「低炭素技術を輸出するための人材育成支援事業」における「遠隔指導・研修のための事業・環境整備（現場指導型）」についてご案内するものです。

より多くの皆様にオンラインで行うAOTS遠隔現場指導制度について理解を深めていただき、本制度をアジア諸国の産業技術者育成にご活用いただければ幸いです。

一般財団法人
海外産業人材育成協会
AOTS
The Association for Overseas Technical Cooperation and Sustainable Partnerships
企業連携部　研修・派遣業務グループ

目次

Ⅰ.オンラインで行う専門家派遣(遠隔指導)の概要 … 1
1. 遠隔指導・研修のための事業・環境整備(現場指導型)について … 1
2. 派遣(遠隔指導)に要する経費負担 … 1
3. 申込要件 … 2

Ⅱ.申請等の手続 … 4
1. 派遣(遠隔指導)の申込 … 4
2. 審査委員会による審査 … 5
3. 派遣(遠隔指導)案件の承認と手続 … 5
4. 申請から終了までの全体の流れ … 6

Ⅲ.派遣(遠隔指導)の実施について … 7
1. AOTSとの専門家派遣(遠隔指導)契約 … 7
2. オリエンテーション・派遣(遠隔指導)前研修 … 7
3. 報告書類及び報告会 … 8

Ⅳ.派遣(遠隔指導)に係る費用 … 9
1. 派遣(遠隔指導)期間 … 9
2. 専門家の号(格付け) … 9
3. 派遣(遠隔指導)費用の概要 … 9
4. 派遣(遠隔指導)費用及び分担金の支払 … 11
5. 派遣(遠隔指導)費用の年度末及び終了時精算 … 11

Ⅴ.安全保障貿易管理上の留意事項 … 12

Ⅵ.個人情報保護方針 … 17

Ⅶ.アクセスマップ … 18

Ⅰ.オンラインで行う専門家派遣(遠隔指導)の概要

1.遠隔指導・研修のための事業・環境整備(現場指導型)について

本事業では、アジア地域の企業現場への専門家によるオンラインで行う専門家派遣(遠隔指導)を支援することにより、我が国企業が持つ先進的な低炭素技術(省エネルギー・再生可能エネルギー等に関する技術)の国際展開を促進し、温室効果ガス削減に資することを目的としています。事業の実施にあたっては我が国の中堅・中小企業の海外製造拠点等における生産プロセスの省エネ化に資する人材の育成を支援いたします。

オンラインで行う専門家派遣(遠隔指導)は、日本企業の現地法人、合弁企業、現地提携企業等、海外(アジア地域)において協力関係にある企業等(以下、指導先企業)に対し日本企業(以下、派遣元企業)に所属する専門家がオンラインで技術指導や人材育成を行うものです。

実施案件は、次の要件①～③を全て満たす必要があります。

① 対象国・地域	アジア、中東の国・地域であること。 ※具体的な対象範囲は外務省HP(https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/index.html)において「アジア」、「中東」地域の対象国・地域を参照下さい。
② 対象業種	研修や指導対象となる製品の産業分野が、次の(イ)～(ハ)のいずれかに該当すること。 (イ)自動車分野 (自動車、自動車部品 等) (ロ)産業機械分野(工作機械、生産用・業務用機械 等) (ハ)電気機械分野(重電機器、電子・情報通信機器、精密機器、家庭電器 等) ※対象業種とはご申請企業の主たる業種ではなく、研修や指導対象となる製品が何に使われるかによります。例えば繊維関連企業が自動車用シート繊維製造に関する指導を行う場合、繊維は対象業種にはありませんが、製品使途が自動車用になるので対象業種は自動車になり、要件を満たすことになります。 ※ご計画の案件が対象業種に合致しているかがわからない場合は、お問合せ下さい。
③ 省エネルギー効果(CO2削減量)	お申込案件の実施を通じて、生産プロセスにおける省エネルギー効果(ライン・工程の改善、新設備導入、生産技術・管理技術導入等による省エネルギー化)が期待され、これを定量的に説明、提示できること。

2.派遣(遠隔指導)に要する経費負担

経費には、派遣(遠隔指導)に要する経費(以下「派遣経費」といいます。)と派遣(遠隔指導)の円滑な遂行に要する経費(以下「運営経費」といいます。)があり、AOTSの基準に基づき算定されます。

派遣元企業とは	本事業に申請した日本企業 ※中堅・中小企業であること
指導先企業とは	指導を受ける派遣国の現地法人
AOTS専門家とは	本事業を通して、現場指導する専門家

(1)派遣経費

AOTS、指導先企業負担割合は以下の通りです。

分類	補助率 [AOTS負担金]	指導先企業負担率 [指導先企業分担金]
派遣元企業が中小企業	2/3	1/3
派遣元企業が中堅企業	1/2	1/2

(2)派遣実施分担金

派遣(遠隔指導)を円滑に実施するために、付帯する事務経費の一部として、派遣(遠隔指導)経費総額の11%を派遣実施分担金として派遣元企業に負担していただきます。

3.申込要件

派遣(遠隔指導)期間は原則として1ヵ月以上12カ月以内とします。指導人月は派遣元企業1社あたり原則として25人月を上限とします。ただし、連続した日で指導せず、間隔をあけての指導も可とします。また、半日単位の指導も可としますが、指導初日から最終日まで最長12カ月となります。
なお、ご申請に際し重要な事実について申告しなかった、又は虚偽の申告があった場合には、指導開始時に遡って現場指導を取消し、AOTSが支出・負担した費用の償還を求めますので、ご留意ください。

(1)派遣(遠隔)案件の要件

派遣(遠隔指導)案件は、オンライン指導要請があることが条件となります。ただし、次のような派遣(遠隔指導)案件は本事業の対象外となります。

① 指導先企業と派遣元企業の間に技術役務提供契約が締結されている場合。ただし、本事業の指導内容を、技術役務提供の対象から除外する旨の書類を提出する場合は、事業の対象となります。

② 指導先企業と派遣元企業の間にプラント輸出契約等に基づいて専門家の指導が約束されている場合

(2)派遣元企業の要件

派遣元企業は、原則として指導先企業と資本関係又は商取引関係がある中堅・中小企業とします。

・補助事業の人材育成の対象となる企業は、中小企業基本法に規定する中小企業及び中小企業以外の企業であって資本金10億円未満の企業(以下「中堅企業」という。)ただし、次のいずれかに該当する企業は対象外とします。
①資本金又は出資金5億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有される中小企業、及び資本金又は出資金が10億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有される中堅企業。
②申請時において、確定している(申告済み)の直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える中小企業及び中堅企業。

- オリエンテーション、報告会時の国内旅費等は派遣元企業においてご負担ください。
- 指導を実施する日に専門家に対して<u>指導とは関係の無い業務上の指示、または命令を出すことはできません。</u>

(3)専門家の要件

専門家は契約に基づき、AOTSの技術アドバイザー(「AOTS EXPERT」)という立場で、指導先企業の経営者、責任者、管理職、従業員等に助言・指導を行います。

専門家は、派遣元企業との雇用関係の有無は問いません。 ただし次の要件を満たしていることが必要です。

① 制度の趣旨を理解し海外における技術協力に熱意を持っていること。
② 日本国内における指導対象に関連する業務歴が5年以上あること。
③ 指導のための専門知識及び能力を持っていること。
④ 指導活動に必要な英語等外国語能力があること(通訳の設置で代替することは可能)。
⑤ 人格円満で、業務適応能力を有し、心身共に健康であること。
⑥ 公務に従事する者(非常勤を除く)でないこと。
⑦ 申請書の提出時点で日本に住所を有し、通算で10年以上日本に居住していること。
⑧ 指導実施日は指導に専念できること。

※留意事項

- 専門家は、指導先企業には中立的な立場での助言・指導を行うとともに、対外的にも本事業に支障を及ぼすような言動を慎んでください。

(4)指導先企業の要件

指導先企業は、対象国・地域に法人格を有する企業とします。

- 日本、指導対象国及び関連国の輸出管理法を順守していること
- オンラインでの指導に必要な通信設備等を使用できること
- AOTS指定のフォーマットによる報告書を提出すること

(5)外国為替及び外国貿易法等輸出関連法規の遵守について

① 日本国及び関連国の「外国為替及び外国貿易法(外為法)」等の輸出関連法規を遵守してください。
② 指導を行う際に使用する設備や技術が外為法第25条(役務取引等)の規定により経済産業大臣の許可が必要な場合があります。
③ 規制される技術は「外国為替令」第17条に列記されているもので、経済産業大臣の許可を要する貨物の設計、製造、使用の技術が対象になります。
④ 輸出に当たって経済産業大臣の許可が必要でない貨物の設計、製造、使用の技術についても、その提供には許可を要する場合があります。
⑤ 社内に輸出管理規程が整備されている場合は、指導内容が役務許可の該非を担当部署に確認してください。
⑥ 該当、非該当が不明な場合は「Ⅴ.安全保障貿易管理上の留意事項」をご確認いただくか、下記にお問合せください。

【確認先】
経済産業省 貿易経済協力局 安全保障貿易審査課:
TEL:03-3501-2801

又は
安全保障貿易情報センター(CISTEC):
TEL:03-3593-1148
https://www.cistec.or.jp/
(相談は内容によって有料)

【参考ホームページ】
経済産業省安全保障貿易管理
https://www.meti.go.jp/policy/anpo/index.html

(6)その他

低炭素技術を輸出するための人材育成支援事業は、国庫補助事業であるため、国の予算の使途の透明性の観点から、補助事業における支出に関する情報として、国の予算要求などの関係資料に補助金の支出先名(利用企業様名)や支出金額(補助金額)などを明記し、公表される場合があります。ご理解・ご協力をお願いいたします。

Ⅱ.申請等の手続

本事業は、派遣元企業からAOTS宛てに所定の申請書類の提出を受け、AOTSがそれを受付けたときから手続が始まります。以下、手続について順番に説明します。

1.派遣(遠隔指導)の申込

派遣元企業より提出していただく申請書類には、派遣元企業・指導先企業の概要及び専門家の同意書及び経歴書の他、(1)指導を必要としている分野・内容、(2)指導を受ける側の責任者、(3)指導を希望する期間及び指導場所、(4)指導する専門家の人数及び能力・経験等の条件、(5)その他派遣(遠隔指導)を行うために必要な事項等を記載することになっております。

[提出用]申請書類一覧

(1)申込書	派遣元企業が作成 ・直近3年間の財務諸表(貸借対照表・損益計算書) AOTS制度を初めてご利用の際には直近5年間の財務諸表 ・AOTS制度を初めてご利用の際には 登記簿謄本(履歴事項全部証明書)の写し ・会社概要及び製品等が分かる参考資料 ・申請案件が技術役務提供契約適用除外である旨を説明した書類 ・労働保険申告書の写し(中小企業のみ、中堅企業は提出不要) ・株主名簿(出資者および出資比率記載)または出資者名と出資比率を記載した書類
(2)要請書	指導先企業が作成 ・直近2年間の財務諸表(貸借対照表・損益計算書) ・組織図 ・会社概要及び製品等が分かる参考資料
(3)指導計画書	派遣元企業、指導先企業、専門家が協議の上、作成
(4)同意書及び経歴書	派遣元企業および専門家が作成

対面型とオンライン型を組み合わせた指導をご希望の場合は、
研修・派遣業務グループ(TEL:03-3888-8221)までご相談ください。

2. 審査委員会による審査

派遣(遠隔指導)案件は、審査委員会で指導対象の分野、内容、指導計画、専門家候補の技術能力、派遣(遠隔指導)期間、指導先企業の状況等について審査されます。
なお、審査委員会は、学識経験者、経済協力関係機関及び産業団体の代表により構成され、原則として毎月2回開催されます。
専門家が派遣(遠隔指導)開始するまでには、申請書の提出から約1.5カ月を要します。
対面型とオンライン型を組み合わせた指導をご希望の場合は、研修・派遣業務グループ（TEL：03-3888-8221）までご相談ください。

審査では、次のようなポイントを総合的に勘案し、派遣(遠隔指導)が妥当であるかどうかを判断します。

- 派遣元企業、指導先企業、専門家が、制度利用の資格要件を満たしていること。
- 指導対象国及び指導先企業の業種が、本事業の対象となっていること。
- 指導目標及び指導内容が、本事業の目的に適っていること。
- 専門家の知識・経験が、派遣元企業及び指導先企業のニーズに合っていること。
- 派遣（遠隔指導）期間、指導計画が適切であること。
- その他、法令やAOTSが定める各種規程に則っていること。

3.派遣（遠隔指導）案件の承認と手続

審査委員会による審査を経た後、AOTSが派遣（遠隔指導）案件を承認し、その結果を派遣元企業に通知した後、指導に係る手続（契約等)が開始されます。

指導前には契約を取交わします。これによりAOTSとそれぞれの契約者との間に指導に関する権利・義務が確定し、正式な指導開始ができる体制が整うことになります。
なお、指導決定通知後、AOTS側以外の事由により相当日数を経ても契約がなされない場合、その他オンライン指導が実施できない事由が発生したときは、派遣(遠隔指導)の中止又は取りやめを決定します。

4.申請から終了までの全体の流れ

Ⅲ.派遣(遠隔指導)の実施について

1.AOTSとの専門家派遣(遠隔指導)契約

全ての専門家派遣(遠隔指導)契約に係る手続きは、派遣元企業を経由して行います。

(1)派遣元企業、専門家及びAOTSの契約

AOTSは、派遣元企業及び専門家と「専門家派遣(遠隔指導)に関する契約書」により、指導先企業を一定期間指導するという委託／受託の業務に関する契約を交わします。これにより専門家はAOTSの指示に基づいて指導する義務を負うことになり、また、派遣元企業は専門家を支援する義務を負うことになります。

(2)指導先企業及びAOTSの契約

AOTSと指導先企業との契約は、「AGREEMENT ON SUPPORT PROGRAM FOR HUMAN RESOURCES DEVELOPMENT TO EXPORT CARBON REDUCTION TECHNOLOGY」により、専門家が指導先企業を一定期間指導することになります。

(1) 、(2)の契約関係は以下のとおりです。

なお、専門家、派遣元企業又は指導先企業が契約に違反したときは、AOTSと派遣元企業及び指導先企業との契約条項に基づき派遣(遠隔指導)に関するすべての契約が解約され、専門家には指導を中止していただく場合があります。その際は、AOTSが支出・負担した費用の償還を求めますので、ご留意ください。

2.オリエンテーション・派遣(遠隔指導)前研修

AOTSは、指導が決定した専門家に対して、AOTSが指定した日にオリエンテーションおよび派遣(遠隔指導)前研修を実施します。

オリエンテーションでは、専門家派遣(遠隔指導)契約内容、各種報告書類の書き方等を中心に説明を行います。また、専門家の指導スキル向上のため異文化コミュニケーション等指導成果に繋がるような研修を実施する場合があります。

3.報告書類及び報告会

(1)派遣(遠隔指導)期間中及び派遣(遠隔指導)終了時における報告書類及び提出時期

各報告書類の様式は派遣(遠隔指導)案件の承認後にお渡し致します。

(1)専門家が作成するもの	① 実行目標及び指導実績評価報告書(開始時・終了時) ② 月別指導報告書(毎月) ③ 指導報告書(終了時)
(2)派遣元企業が作成するもの	① 派遣元企業評価報告書(終了時) ② 経済効果アンケート
(3)指導先企業が作成するもの	① 実行目標及び指導実績評価報告書(開始時・終了時) ② 指導先企業評価報告書(終了時)

(2)経年アンケート

派遣(遠隔指導)を実施したことにより、その後どのような変化・効果をもたらしているか等を確認するため、派遣(遠隔指導)終了以降1～3年後に、派遣元企業を対象に追跡調査を実施しておりますのでご協力お願いいたします。

Ⅳ.派遣(遠隔指導)に係る費用

1.派遣(遠隔指導)期間

(1)派遣(遠隔指導)期間

専門家が指導を開始する日から、指導を終了する日までの期間をいいます。

(2)指導期間

派遣(遠隔指導)期間のうち、指導した日数の合計をいいます。

連続した日で指導せず、間隔をあけての指導や半日単位での指導も可とし、半日は0.5日とカウントします。

2.専門家の号(格付)

専門家は、学歴及び業務歴を基準として、下表に基づき1号から3号-2に格付けされます。

専門家格付基準

専門家の号	指導に関する業務歴年次			
	大学卒	短大・高専卒	高校卒	小・中学校卒
1号	30年以上	34年以上	38年以上	45年以上
2号	18年以上	22年以上	30年以上	35年以上
3号-1	10年以上	14年以上	22年以上	27年以上
3号-2	10年未満	14年未満	22年未満	27年未満

3.派遣(遠隔指導)費用の概要

派遣(遠隔指導)費用の補助対象概要については次のとおりです。

①技術協力費

派遣元企業の有する技術や知見及び本事業への協力に対する対価として、指導を実施した日について日額6,000円が補助対象となります。ただし、半日単位で指導を実施した日については、半日分(3,000円/半日)となります。

②通訳謝金

指導に伴う通訳費も補助対象となります。通訳時間に基づき、以下の基準単価を上限としますが、現地相場の単価に基づいて通訳をご手配ください。なお、社内通訳は補助対象外です。

通訳言語	単位及び金額（円）税込金額		
	1日（昼食時間を含めて拘束8時間以内）	半日（拘束3時間以内）	時間（拘束1時間当り）
（A種）英語、中国語、韓国語	66,000	33,000	11,000
（B種）A種以外の言語	69,300	34,650	11,550

（注）現地通訳者の場合は、税抜金額となります。また、言語に関わらず（A種）が適用されます。

③旅費交通費

通訳、遠隔指導導入する企業への伴走支援に要する外部専門家等の国内移動費も補助対象となります。ただし、派遣元企業に所属する専門家の国内移動費は補助対象外です。

④施設等借上費

指導に伴う国内及び海外の会場代をAOTSが認める範囲で補助対象とします。

⑤教材費

指導に必要な教材等の作成原稿料、翻訳料、ならびに、指導に要する教材(動画、Eラーニング、VR教材、トレーニングキット等)の開発費、製作費等をAOTSが認める範囲で補助対象とします。

⑥機材調達・環境等整備費

オンラインツール整備のための費用(通信費、機材費、WEB会議システム使用料、ウェアラブルカメラレンタル費等)をAOTSが認める範囲で補助対象とします。

⑦遠隔指導導入支援費

遠隔指導実施に向けたコンサルティングサービス利用料等をAOTSが認める範囲で補助対象とします。

⑧資料機器輸送費

指導実施に必要な資料、機器等の輸送費（送料、通関料）をAOTSが認める範囲で補助対象とします。

4.派遣(遠隔指導)費用及び分担金の支払

派遣(遠隔指導)費用から分担金を差し引いた金額を派遣元企業名義の口座に振込みます。
月額単位の費用については、支払対象期間が1ヵ月に満たないときは、日割りで計算します。
支払時期及び支払対象期間は次のとおりです。

(1)AOTSから専門家への振込

原則として発生しません。

(2)AOTSから派遣元企業への振込

原則として、各四半期終了の翌月末に、前四半期の技術協力費を含む派遣(遠隔指導)費用をご提出いただいた領収書等に基づき精算し、分担金を差し引いた金額を支払います。

(3) 派遣元企業からAOTSへの振込

指導費用の支払いの際に分担金を差し引いてお支払いしますので、派遣元企業からAOTSへの振込は原則発生しません。

5.派遣(遠隔指導)費用の年度末及び終了時精算

本事業は、国の補助金により実施されている関係上、会計年度は4月1日から翌年の3月31日までとなりますので、該当年度の派遣(遠隔指導)費用の精算は、必ず年度末である3月31日までに処理しなければなりません。3月末までに精算完了させるために、必要書類ご提出のご協力をお願い致します。

(1)年度末精算

会計年度をまたがって指導している専門家及び派遣元企業は、必ず3月17日までに、当該年度に係る派遣(遠隔指導)費用の精算に必要な領収書等をAOTSに送付して下さい。
特別な事由による場合を除き、3月17日までに関係書類の送付がないときには、費用の支払いをお断りすることになりますので十分注意して下さい。
なお、派遣(遠隔指導)費用の精算に併せて、分担金も精算させていただきます。

(2)終了時精算

派遣(遠隔指導)終了後1ヵ月以内に、指導報告書をはじめとしたすべての報告書を提出するとともに、精算に必要な書類を速やかに提出してください。
なお、派遣(遠隔指導)費用の精算に併せて、分担金も精算させていただきます。

Ⅴ.安全保障貿易管理上の留意事項

軍事転用可能な技術や貨物が世界の平和や安全を脅かすテロ組織や国家の手に渡らないよう安全保障上の措置を講じて頂く必要があります。

1. 日本政府による規制に対する対応

専門家派遣における指導の対象となる技術のために調達する設備・機器・物品等の貨物について、**日本政府が規制する技術や貨物に該当しないか**、下記をご参照の上、必ずご確認下さい。日本政府が規制する技術や貨物に該当する場合は、指導実施開始までに日本の経済産業大臣の許可を取得して頂く必要がありますので、早めにご確認下さい。

【確認先】
経済産業省　貿易経済協力局　安全保障貿易審査課
TEL：+81-(0)3-3501-2801
https://www.meti.go.jp/policy/anpo/index.html
　または
一般財団法人　安全保障貿易情報センター（CISTEC）
TEL：+81-(0)3-3593-1148（相談は内容によって有料）
http://www.cistec.or.jp

(1)該非判定の大きな流れ

(2)リスト規制該非を確認する（外国為替令別表1項～15項）

具体的な技術の該非確認と最新情報は、経済産業省の貨物・技術のマトリクス表でご確認ください。
https://www.meti.go.jp/policy/anpo/matrix_intro.html

規制技術、品目	外国為替令別表	輸出貿易管理令別表第一	貨物等省令(＊)条項番号	
			外国為替令対応部分	輸出貿易管理令対応部分
武器	1	1	―	―
原子力	2	2	第15条	第1条
化学兵器	3	3	第15条の2	第2条
生物兵器	3の2	3の2	第15条の3	第2条の2
ミサイル	4	4	第16条	第3条
先端素材	5	5	第17条	第4条
材料加工	6	6	第18条	第5条
エレクトロニクス	7	7	第19条	第6条
電子計算機	8	8	第20条	第7条
通信	9	9	第21条	第8条
センサ	10	10	第22条	第9条
航法装置	11	11	第23条	第10条
海洋関連	12	12	第24条	第11条
推進装置	13	13	第25条	第12条
その他	14	14	第26条	第13条
機微品目	15	15	第27条	第14条

＊「輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令」

該当 → 経済産業大臣の許可を取る

非該当 ↓ 上記別表1～15項に非該当、対象外であった技術に関してキャッチオール規制を確認。（食料品、木材等を除く原則全品目を対象）

(3)キャッチオール規制を確認する

＊「HSコード」は、「商品の名称及び分類についての統一システム（Harmonized Commodity Description and Coding System）に関する国際条約（HS条約）」に基づいて定められたコード番号です。
https://www.jetro.go.jp/world/qa/04A-010701.html

2. 米国再輸出規制に対する対応

専門家派遣における指導の対象となる技術及び講座実施のために調達する設備・機器・物品等の貨物について、これらに米国由来の技術・ソフトウェアや部品・製品が含まれている場合、米国の輸出管理関連法規に基づく再輸出規制の対象となり、ケースによっては米国政府への事前の許可申請を要することがありますので、15ページをご参照の上、ご確認下さい。

日本の安全保障貿易管理制度に基づく役務許可該非判定について

安全保障の観点から、外国企業等に対する技術・情報の提供に際し、事前に経済産業大臣の許可が必要な場合があります。これは、提供される技術・情報が核兵器をはじめとする兵器などの開発、設計、製造、使用や貯蔵に用いられる恐れがあるかどうかを見定めるためです。専門家派遣を行う際に使用する装置・機器・物品や、指導対象者に提供する技術・情報が規制の対象に該当するかどうか確認して下さい。

※1 リスト規制とは

規制貨物及び技術は、「外国為替及び外国貿易法」第48条第1項（貨物の輸出）および第25条第1項(役務の提供)の規定に基づき、「輸出貿易管理令」（以下「輸出令」という。）別表第1の1の項から15の項までに「規制される貨物」が、「外国為替令」（以下「外為令」という）別表の1の項から15の項までに「規制される技術」が、それぞれ定められています。

規制される技術は、主に規制される貨物の設計、製造又は使用に係るものであり、資料、ソフトウェア又は技術データの提供、技術者等の派遣又は研修生等の受入れなどを通じた技術指導等が対象となっています。但し、貨物（装置・機器・物品等)はリスト規制に該当しなくても、提供する技術自体はリスト規制に該当する恐れもあります。外為令において技術単独で規制されているものもありますのでご注意下さい。

品目（リスト）が 「輸出令別表1」及び「外為令別表」に、仕様（スペック）が「輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令」（以下「貨物等省令」という）に規定されていますので、リスト規制について調べる場合は、これらに貨物や技術が該当するかチェックします。

なお、規制対象となるリストの変更が、通常で年1回発生することから、最新のリストに基づいて該非判定を行う必要があります。

確認の手掛かりとして、経済産業省の安全保障貿易管理ホームページに公表されている「貨物・技術の合体マトリックス表」（https://www.meti.go.jp/policy/anpo/matrix_intro.html）を活用することもできます。

※2 「外国為替令・別表」とは

許可が必要となる技術・情報の提供範囲は、「外国為替令」の「別表」に列記されています。この「別表」は、技術ごとに1の項から15の項までにそれぞれ示されている「リスト規制」と、対応する貨物の品目ごとの仕様を定めずに用途により規制する「キャッチオール規制」(16の項)の2種類から構成されています。

※3 「輸出貿易管理令・別表第1」とは

許可が必要となる貨物の範囲は「輸出貿易管理令」の「別表第1」に列記されています。この「別表第1」は、品目ごとに1の項から15の項までにそれぞれ示されている「リスト規制」と、品目ごとの仕様を定めずに用途により規制する「キャッチオール規制」（16の項）の2種類から構成されています。

※4 「貨物等省令」とは

輸出貿易管理令に対応する事項は「貨物等省令」の第1条から14条、外国為替令に対応する事項は「貨物等省令」の第15条から27条を参照してください。輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表については、そのほとんどが「経済産業省令で定める仕様のもの」「経済産業省令で定めるもの」等の適用範囲を限定する記述になっている為、関連項目の性能や仕様について、「貨物等省令」にて確認して下さい。

※5 「キャッチオール規制」とは

「輸出貿易管理令別表第1」、「外国為替令別表」のそれぞれ1の項～15の項の対象となっている貨物の輸出や技術の提供以外の場合でも、事前に許可を得ておくことが必要な場合があります。これは、リスト規制の対象以外のものでも大量破壊兵器の開発等のために用いられるおそれを見定めるためのものです。これを「キャッチオール規制」と呼びます。（輸出貿易管理令別表第1、外国為替令別表のそれぞれ16の項）

米国再輸出規制に基づく米国商務省の許可要否判定について

外国の企業等に提供する機材や技術・情報が、米国由来の軍事用としても非軍事用としても利用可能な「デュアルユース品目」と呼ばれる商用の製品や技術・ソフトウェアなどが含まれたものである場合、これらが直接米国から輸出・移転・提供されるものでなくても(注1)、米国の輸出管理規則(Export Administration Regulations: EAR)に基づく規制の適用を受けます(注2)。ケースによっては、事前に米国商務省産業安全保障局(Bureau of Industry and Security: BIS)の許可が必要な場合があります。特に注意を要するEAR対象品目は、EARのPart774の規制品目リスト(Commerce Control List: CCL)に掲載されています。専門家派遣を行う際に使用する装置・機器・物品や、専門家派遣に提供する技術・情報について、BISの許可が必要かどうかもご確認下さい。

再輸出に関するEAR規制対象は以下の4つのカテゴリーです。
①現所在地を問わない全ての米国原産品目(製品、ソフトウェア、技術)
②米国原産品目(製品、ソフトウェア、技術)を「一定以上(注3)」組み込んだ非米国産の品目(製品、ソフトウェア、技術)
③米国原産の特定の技術やソフトウェアを使って直接つくられた非米国産の「直接製品(注4)」
④米国原産の特定の技術やソフトウェアを使って直接つくられた工場や主要工程により生産された非米国産の「直接製品(注4)」

専門家派遣において指導する技術や調達する資機材に、上述の米国由来のものが含まれる場合には、EARに基づいてBISの許可要否の確認を行うことになりますが、その概略フローは下図に示すとおりです。

注1:直接米国からの輸出・移転・提供ではない、米国外での米国由来の製品や技術を含む品目の取引を 「再輸出」と言います(EARのPart734の§734.14～§734.20をご参照下さい)。米国が関与しない米国域外の取引についても、米国のEARに違反した場合、米国政府による制裁の対象となるので注意が必要です。現在のところこうした「域外適用」を規定しているのは米国のみです。
注2:EARの規制対象については、EARのPart734の§734.2～§734.5に記載されています。なお、EARの規制の対象とならない公知の技術やソフトウェアについては、同じくPart734の§734.7～§734.10に記載されています。
注3:規制対象となる組み込まれた米国原産品の割合として、デミニマスレベル(De Minimis Level:最低限レベル)がその価格比率により、あらかじめ設定されています(EARのPart734の§734.4およびSupplement No.2)。
注4:直接製品とは、米国原産の技術、ソフトウェアを使用して直接つくられた製品を指します。詳しくは、EARのPart736の§736.2の(b)の(3)及びPart744のSupplement No.4のエンティティリスト(Entity List)の脚注1に記載されています。
※上記の参照先EARの条文番号等は2021年10月15日現在のものに基づき記載しております。

【参考情報】

・独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）ホームページ

■米国原産品または米国原産品を含む製品を日本から再輸出する際の規制および再輸出許可申請方法
https://www.jetro.go.jp/world/qa/04A-020135.html
■調査レポート「続・厳格化する米国の輸出管理法令 留意点と対策」（2021年8月）
https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/01/e95620416cd2f8d3/20210031.pdf

・一般財団法人安全保障貿易情報センター（CISTEC）ホームページ

■米国再輸出規制入門
https://www.cistec.or.jp/service/beikoku_saiyusyutukisei/index.html
■EAR再輸出規制に関するQ＆A集（直接製品の新規規制の追加）（19.06.18/改訂5版21.08.16）
https://www.cistec.or.jp/service/uschina/12-ear_qa.pdf
■米中の新輸出規制等の動向
https://www.cistec.or.jp/service/uschina.html

【詳細情報】

・米国商務省 産業安全保障局（BIS）ホームページ

https://www.bis.doc.gov/
■EAR（米国輸出管理規則）の原文
https://www.bis.doc.gov/index.php/regulations/export-administration-regulations-ear
■CCL（輸出規制リスト）の原文
https://www.bis.doc.gov/index.php/documents/regulations-docs/2345-774-2/file

【相談・問合せ先】

・駐日米国大使館商務部

米国からDual-Useの貨物（汎用品）、ソフトウェア、技術を輸入し、第三国へ再輸出する際に適用される規制に関する相談を受付けています。
TEL:+81-(0)3-3224-5060
■米国輸出規則 - Export Administration Regulations (EAR)：日本語サイト
https://www.buyusa.gov/japan/services/bg_jp_030105.asp

Ⅵ.個人情報保護方針

一般財団法人海外産業人材育成協会(以下「当協会」)は主に開発途上国の産業人材を対象とした研修および専門家派遣等の技術協力を推進する人材育成機関です。これらの事業を通じて、日本と海外諸国相互の経済発展に貢献するとともに、友好関係の増進にも寄与します。

当協会を利用される方々の「個人情報保護の重要性」を深く認識し、以下の方針を定め、これを遵守します。

1. 個人情報の取得・利用・提供に関して
個人情報の取得に際してはその利用目的を特定し、当協会の正当な事業の範囲内で適法かつ公正な手段により行います。特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えた個人情報の取扱いは行わないものとし、そのために必要な対策を講じます。また当協会は、皆様の個人情報を適切に管理し、ご本人の同意を得た範囲を超えた第三者への提供、開示等は致しません。

2. 法令及びその他の規範の遵守に関して
当協会は個人情報の取扱いに関する法令、国が定める指針その他の規範を遵守します。

3. 個人情報の適正管理に関して
個人情報の漏えい、滅失又はき損のリスクを認識し、その防止及び是正のための協会内基準や責任体制を確立し、適正な安全対策を講じます。

4. 個人情報保護に対する取組み
当協会の役員及び従業者は、個人情報保護の重要性を認識し、個人情報の適切な保護に努めます。そのため、「個人情報保護マネジメントシステム要求事項(JISQ15001)」を基にした個人情報保護マネジメントシステムを策定し、従業者等が遵守すると共に、この継続的改善に努めます。

5. 個人情報に関するお問い合せについて
当協会の個人情報に関する苦情及び相談等については、下記の当協会窓口でお受けします。

個人情報相談窓口
総務企画部　総務・人事グループ
TEL:03-3888-8211　FAX:03-3888-8264（月曜日～金曜日）

以上

Ⅶ.アクセスマップ

一般財団法人 海外産業人材育成協会(AOTS)
企業連携部　研修・派遣業務グループ

〒120-8534　東京都足立区千住東1-30-1
（各線「北千住」駅 1番出口より 徒歩12分
東部スカイツリーライン「牛田」駅より 徒歩7分
京成本線「京成関屋」駅より 徒歩7分）

T　E　L:　+81-3-3888-8221
E　メ　ー　ル:　kigyo-inquiry-az@aots.jp
ホームページ:　https://www.aots.jp/

北千住事務所　地図

バンコク事務所
Amarin Tower 12F, 496-502 Ploenchit Rd, Lumpini, Pathumwan, Bangkok 10330 Thailand
Tel : +66-2-255-2370　　Fax : +66-2-255-2372
ジャカルタ事務所
12A Floor, Wisma KEIAI, Jl. Jend Sudirman Kav 3 Jakarta 10220, Indonesia
Tel : +62-21-572-4262～3
ニューデリー事務所
Offce Unit 12A, Rectangle One, D-4 Saket District Center, New Delhi -110017
Tel : +91-11-4105-4504

一般財団法人
海外産業人材育成協会
The Association for Overseas Technical Cooperation and Sustainable Partnerships

〒120-8534　東京都足立区千住東1-30-1
1-30-1, SENJUAZUMA, ADACHI-KU, TOKYO 120-8534, JAPAN

企業連携部　研修・派遣業務グループ
Tel：03-3888-8221　Fax：03-3888-8428

ホームページ　https://www.aots.jp/
メールアドレス　kigyo-inquiry-az@aots.jp

@2022 AOTS